

改正容器包装リサイクル法

消費者アンケートで「レジ袋有料化」に賛成が69%



「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法、平成7年公布）は施行10年を契機に法改正が行われ、平成19年4月に改正法が本施行になり、レジ袋排出抑制が始まった。改正法は循環型社会形成推進基本法の3R（Recycle、Reuse、Reduce）を原則に、より排出抑制（Reduce）と再使用（Reuse）を徹底する制度である。リサイクル義務対象の容器包装はガラス製容器、PETボトル、紙製、プラスチック製容器包装の4種類。家庭ごみの中で容器包装廃棄物は容積で約60%、重量で約30%を占める。製造する業者、利用し商品販売する小売業、廃棄物として収集する市町村、商品を買う消費者に積極的な取り組みを求めている。なかでも成果を左右するのが消費者の取り組みだろう。県消費生活団体連絡協議会（県消連）の松岡由美子会長に容器包装問題への対応策を聞いた。

——改正法本施行の4月にレジ袋を断りマイバック持参に切り替えた消費者はどれぐらいいただろう。改正法の完全施行の来年には再商品化コストの低減があれば市町村も金銭的メリットを得られるようになる（次頁表1参照）。これらはいずれも消費者がごみの分別排出や排出抑制をどれだけ徹底できるかにかかっている訳で、ごみ問題は資源対策や環境対策や経済効果と融合させる段階にきたと思うが…。

先輩たちが40年来提唱

●松岡 レジ袋を使わないマイバック運動は一昨年に本県で行った環境省のキャンペーンで、リフォーム作品の創作や廃食油から作った石けんのプレゼントなどと共に行い、創意工夫した会員のマイバック作品200点以上が集まる盛況ぶりだった。県消連もこれまで4種類ほどのマイバックを提案してきた。大蔵村の団体では廃品の傘の骨組みを取り除いた布を使いマイバックをつくり無料配付などしているが、消費者がそれを日常的に使うレベルまでには至っていない。レジ袋は一年間に一人が約300枚使い、日本全体では300億枚余の使用量になるという。レジ袋1枚を作るのに使う石油は盃一杯、つまり20cc程度で、この量でクルマ（燃費10km/l）は約200m走る。食品トレー1枚を断り量り売りに変えることで5gのごみ減量になる。ノー・レジ袋運動は有限の化石燃料資源を大切に使い、温室効果ガス排出抑制にも寄与する運動である。レジ袋を使わずマイバック持参で買い物をすることは、消費者運動の先輩たちが40年来提唱してきたことだ。スーパー業界ではマイカゴ・ポイント制を導入して店頭でレジ袋が出る量を減らす運動を始めた店もあるが、経営コストがかさむとか客足が遠のく心配があるなどの理由から途中で止めている。ポイント制になってレジ袋を断る消費者は一般的に5%から20%とみられており、意識の高い地域でも50%台だ。マイバック持参でコンビニで買い物するのを「カッコ悪い」と思う若い人が少なくない一方で、ごみ問題を真剣に考えごみになるものは受け取らない若者もいる。タダでもらえるものは何でももらう意識は改めるべきだ。ごみゼロの日の5月30日に合わせ各種団体の協力を得て全県下のスーパー店頭などで買い物客にレジ袋有料化に関するアンケートを行った結果、「大いに賛成」と「どちらか」と賛成を合わせると69%が賛成となった。レジ袋の有料化でごみは減るかどうかについても聞いたが、「格段に減る」と「少しは減る」とを合わせると82%を占めた（6月20日現在集計結果）。

——リサイクルは資源の節約にはなるが、事業コスト削減には必ずしもならない面があり普及させるのが難しい。ドイツでは分別収集から再資源化まで事業者責任を負わせており、デンマークではビールや炭酸飲

料はリターナブル容器以外を使って販売できない。韓国ではレジ袋や使い捨て容器の無料配付が禁止されている。国によってごみ問題や容器包装についての考え方が異なり、抑制の方法も違っている。容器包装リサイクル法は当初、廃棄物を埋め立てる最終処分場が足りなくなる心配が出てきて法制化された面が強い。だが、今やごみは元から断たないと駄目との考え方が前面に出てきた。とにかく、家庭内の容器包装ごみは一週間で山のようにたまってしまい、家のごみ貯蔵施設になっている。

県民ぐるみでごみ減量キャンペーン

●**松岡** お金を出して買った商品のごみとなってお金を出して処理しなければならない時代になった。レジ袋に触れる機会が多いわれわれ消費者が率先して抑制に動かなければ行政も事業者も動きにくいだろうと、県消費生活団体連絡協議会加盟の30団体、約3万人の会員が他団体に呼び掛け連携して「ノー・レジ袋」運動を推進していく方針だ。県もこの運動に力を入れるようになり、「ごみゼロやまがた推進県民会議」を中心に「一人一日当たり100gごみ減量運動」を展開していく。レジ袋1枚を断った場合、ごみ10gの減量になる。秋に小売店の協力を得て一週間だけでもいいから「ノー・レジ袋デー」「ノー・包装デー」のキャンペーンをやろうと考えている。また、小学校の環境教育の中で容器包装やごみ問題やエネルギー問題を取り上げてもらい資源や環境を考えることができる大人になる教育をしてもらっている。

——県内では、トレーにフィルムを張り使用後はフィルムを剥がし捨てトレーは回収箱で集め再利用するシステムを(株)ヨコタ東北が開発し、新庄市では回収率が40%を超え全国にも普及するなど意識改革に火を付ける動きもある。汚れたまま出された容器包装ごみは日本容器包装リサイクル協会が再商品化を拒否することができるので、ここでも消費者がどれだけ分別し洗浄して排出するかがリサイクルの実効性を左右する。法律をつくるのは簡単だが、その趣旨を理解して国民がこぞって実行するのは容易ではない。

ごみ問題は食の安全問題、地球温暖化問題に直結

●**松岡** 資源は有限なので大切に使いましょうとレジ袋を断る勇気を持つと呼び掛けているが、実態はもらえるものはもらう気持ちが先行している状態ではないか。自分一人ぐらいもらっても地球環境に影響しないと思いがちだが、「一人の百歩より百人の一步」の考え方が大きな結果につながるのがごみ問題だ。山形県は佐賀県と並んで一人一日当たりごみ排出量が884

(表1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の主な変遷

| | |
|----------|--|
| 平成7年6月 | 容器包装リサイクル法公布 ◆一般廃棄物の処理は市町村が全面的に担っていたが、容器包装は製造、利用、消費者も一定の役割を担うことに改正 |
| 平成9年4月 | 同法一部施行 (瓶、缶、PETボトルの容器包装を対象に) |
| 平成12年4月 | 同法完全施行 (紙、プラスチックの容器包装を追加) |
| 平成13年4月 | ◆容器包装素材に「識別マーク」表示を義務化(PETボトル、紙、プラスチック、スチール・アルミ缶等の素材) |
| 平成18年6月 | 改正容器包装リサイクル法公布 |
| 平成18年12月 | 同法一部施行 ◆「容器包装」の定義改正◆円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化◆再商品化しない事業者に罰則強化措置(50万円→100万円) |
| 平成19年4月 | 同法本施行 ◆レジ袋など排出抑制促進◆排出抑制推進員制度創設◆プラスチックの固形燃料化容認◆事業者の排出抑制を促進するための措置導入(多量利用者事業者の報告義務等) |
| 平成20年4月 | 同法完全施行 ◆質の高い分別収集を行い再商品化の合理化を図るため、事業者が再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を市町村に拠出する仕組みを創設◆PETボトルの容器包装区分の拡大 |

g(平成16年)と全国一少ない。これは市町村が奨励金を出して町内会などを中心に廃品回収を行ったり、農家の生ごみの堆肥化が普及していることなども寄与しているが、一町内会、一農家の活動でも県全体で取り組めば大きな成果を収めることを示している。山形県の場合、農家の産地直売店にもぎわっているので施設運営に携わっている女性たちが客に「マイバッグを持参して来て下さい」と呼び掛けてくれるようお願いしている。レジ袋も「山形県は有料化です」となれば、真面目な県民性なので徹底するのではないかと考える。ポイント制は金券と同じ交換価値がある小売店側のサービスシステムだが、レジ袋の有料化はレジ近くに自動販売機を設置しレジ袋を購入して商品を詰めるとか、レジのそばにレジ袋を積み重ね現金をボックスに入れ購入して使うなどするシステムが考えられる。いずれにせよ、店員の負担と店舗経営コストを少なくしながら行う必要があり、消費者の支出を伴うシステムにすることがポイントではないかと考える。県外では東京の杉並区などがこの運動の先進地だ。消費生活の問題は買い物の問題だけでなく、食品の安全安心や農業問題や地球温暖化問題にもつながっているため県民みんなの意識改革が迫られる。

——民間企業では資源の有効利用による経済的効果や環境負荷をかけた場合のコスト負担など、経済的メリットとデメリットをトータルで測定する環境会計の手法が世界的規模で導入され始めている。日本でもごみ処理費を減らすだけでなく環境対策や資源対策をも含めたトータルな問題として地域社会でリサイクルを考えなければならない時代がきているのではないかと考える。ご協力ありがとうございました。